

令和元年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第3日目

1 招集年月日 令和元年9月12日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月12日 午前9時31分 議長 美馬友子

散会 9月12日 午後2時44分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
政策監	大久保彰	教育長	市川公雄
参事兼総務防災課長	岡本重男	企画交流課長	石木正昭
税務課長	藤井小百合	福祉課長	木村美枝
住民課長	中瀬弘晴	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	松本博文
教育委員会事務局長	笹山芳宏	勝浦病院事務局長	笠木義弘
会計管理者	長友清美		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 後藤信之

1 議事日程（第3号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 認定第1号 平成30年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第1号 勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第4 議案第2号 勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について
- 日程第5 議案第3号 勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第6 議案第4号 令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）につい
て
- 日程第7 議案第5号 令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2
号）について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第3号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

昨日に引き続き、令和元年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長，山田副町長，大久保政策監ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第2，認定第1号，平成30年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

昨日に引き続き、担当課長に説明を求めます。

勝浦病院関連の詳細説明を求めます。

笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 病院事業特別会計の平成30年度決算状況につきまして、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

最初に、外来患者数から説明させていただきます。同期されてない方につきましては、1ページ目，13分の2ページ目になろうかと思えます。ごらんください。

まず、内科です。内科につきましては1万2,362人で、前年度より206人の減少となっております。次に、外科ですが5,370人で、こちらも180人の減というふうになっております。整形外科です。整形外科が1,176人で311人の増、こちらにつきましては、週2回の診療で、外科と整形のトータルでは131人の増加となっております。リハビリ科ですが、2,402人で133人の減となっております。小児科が87人で8人の増、これは26年度から木曜日のみの診療となっております。外来患者の1日当たりの人数は87.3人でありました。こちらは、全体掛ける営業日数が245日となっております。通所リハのコスモスの利用者につきましては3,190人で、402人の減となっております。訪問リハの利用者は246人で136人の減少、訪問リハにつきましては、非常に数が少なくて累計になりますので、1人が訪問するしないによりまして非常に変動が大きい数

字となっております。リハビリの合計につきましては3,436人で、538人の減となっております。外来患者全体では2万4,833人で、738人の減少でありました。

次のページ、入院患者についてでございます。13分の3ページをごらんいただけたらと思います。

内科が9,765人で50人の増、外科が2,274人で926人の減、整形、小児科は0、全体で1万2,039人となり、前年度より874人の減となっております。病床利用率が55%、1日当たりの平均患者数は33人でありました。こちらを365日で割っております。全60床の計算でございます。

13分の4ページ目、13分の5ページ目に入院患者、それから外来患者の推移、病床利用率などを平成20年度からグラフで表示をさせていただいております。減っているのがわかるかと思えます。こちらが入院患者でございます。

次に、決算の状況について説明させていただきます。13分の6ページ目になります。これは決算書をもし、ちょっと一緒の画面で見にくいんですけども、15分の2ページ目、15分の3ページ目あたりに示しております。

まず、収益的収支でございます。

平成30年度の医業収益は4億6,785万587円で、前年度比としましては94%でありました。入院、外来ともに患者数が減少し、外来患者につきましては減少傾向が続いております。入院患者数については、平成29年度から平成30年度の当初につきましては回復傾向であったんですけども、昨年度末、1、2、3月に極端な落ち込みが影響しまして、患者減による収益の減というふうになっております。さらに、介護収益は平成29年度後半からデイサービスの利用者が減少し始めまして、平成30年度には収益で前年度比の83.3%となっております。その他の医業収益についてはほぼ横ばいというふうになっております。この医業収益の内訳であります。入院収益が2億6,994万2,475円、こちらが前年度比で95.4%、外来収益が1億3,915万724円で、前年度比で93.1%、介護収益が2,907万743円で、前年度比で83.3%、その他の医業収益は、こちらは健康診断料、文書料、使用料、予防接種などの公衆衛生活動料などの収益でございますが、2,968万6,645円で、前年度比で98%となっております。

次に、医業外収益ですが、内訳は、預金利息、他会計負担金、県からの補助金、それから患者外給食と雑入等となっております。

決算額は1億7,578万4,087円で、前年度比としましては111.9%でした。これは救急告示をしたことにより、一般会計からの繰り入れの増などによりまして、繰入金が増加したことが大きな要因となっております。

特別利益は0円でした。

医業収益と医業外収益を合計した病院事業収益は6億4,363万4,674円で、前年度比で98.3%となり、1,124万3,359円の減収でありました。

次に、費用について説明をいたします。

医業費用が6億2,197万9,886円で、前年度比98.0%であります。その内訳でございますが、給与費として4億6,028万4,958円、こちらが前年度比96%、こちらにつきましては、調理部門の外部委託等がありまして減となっております。

材料費が5,431万2,348円、こちらは前年度比86.5%、こちらにつきましては入院患者の減等がありまして、それから給食材料等委託費がここに移っておりますので減となっております。経費が8,242万8,755円で、前年度比124%、こちらは逆に給食業務委託費が委託料、経費のほうに移っておりますので、増となっております。減価償却費が74万6,550円で、前年度比103.2%、資産減耗費が42万6,950円、こちらは老朽資産の処分、自動車を処分した費用でございます。研究研修費が55万8,538円で、前年度比で128.9%であります。

医業外費用としましては、1,960万3,499円で、前年度比138.1%でありました。内訳としましては、起債の支払い利息が169万9,213円、その他の医業費用は患者外給食材料費、雑損失などで1,790万4,286円となっております。

事業費用の総額は6億4,212万6,668円で、前年度比は99%となっております。

単年度収支としましては、不採算地区病院繰り入れとして9,449万5,048円をいただきまして、150万8,006円の黒字となっております。

次の表(2)では、主要な経営比率を記載させてもらっております。

次に、資本的収支の状況を説明させていただきます。こちらが13分の7ページとなっております。

資本的収入が支出に対する不足する額につきましては、予算書記載のとおり損益勘定留保資金で補填をさせていただいております。

まず、収入額です。収入額が7,716万5,980円でございます。内訳につきましては、

補助金が4,048万2,000円、他会計負担金が3,038万3,980円、企業債が630万円、固定資産売却代金が40万6,606円となっております。支出額は9,489万9,361円、内訳は、建設改良費が8,854万4,880円と企業債償還金が635万4,481円となっております。この内容につきましては、次のページに掲載をさせて頂いております。こちらのほう、こちらは、説明はこれをしまして戻ります。

繰入金の推移につきまして、このページに記載をしております。収益的収入、資本的収入、繰入金合計ということで掲載をさせて頂いております。本年度の繰り入れが、収益的収入が1億5,604万6,000円、資本的収入として3,038万3,980円というふうになっております。

資本的収支の内容でございます。こちらは税込みで記載をしております。収入につきまして、国庫支出金の内訳ですが、電子カルテの購入に伴う国民健康保険関係の特別調整交付金4,000万円と、リハビリ機器購入のためのこれも同じく国民健康保険の調整交付金としまして48万2,000円の計4,048万2,000円を支出していただいております。また、他会計負担金としましては、一般会計から企業債の元金として635万4,000円、通常予算での機械等購入費として656万8,000円、建築関連の費用としまして1,746万1,980円の計3,038万3,980円を繰り入れしていただいております。企業債につきましては630万円、こちらは機器等の購入費用でございます。固定資産の売却代金は公用車を売却したもので、40万6,606円となっております。

次に、支出ですが、建設改良費で8,854万4,880円となっております。企業債の償還金の元金が635万4,481円となっております。建設改良費の内容ですけれども、建設改良費に係る委託費としまして、建築設計費として1,933万2,000円、地質調査費として1,559万1,960円、委託費の合計で3,492万3,960円、医療機器の購入費としまして、リハビリ機器の45万3,600円、それから99万3,600円、それから電子カルテの導入費用としまして5,184万円、それから検査システムの導入費としまして33万3,720円、機器の合計で5,362万920円、建設改良費との合計で8,854万4,880円となっております。企業債の償還金が635万4,481円というふうになっております。

以上で平成30年度の決算状況の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） ちょっと小休をお願いします。

午前9時49分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君）

これは、12ページになっております。企画費のうち地方創生事業として勝浦病院関連のものがございますので、説明させていただきます。

まず、13節の事務委託料、決算額293万4,540円でございます。こちらは設計委託業者の選定に係るプロポーザルの支援業務事務委託料となっております。

次に、本年度に移りまして、8ページ、先ほどの明許の分でございます。それから、本年度30年度の分としまして、企画費のうち地方創生事業としまして、勝浦病院関連で3節の時間外勤務手当が25万3,968円、それから7節、こちらが臨時雇賃金で12万1,680円、これは建設工事の技術支援、県のOBの方の支援を受けております。それから、謝礼としまして1万7,000円、こちらはプロポーザルに係る委員さんの謝金でございます。2名分だけお支払いをさせていただいております。それから、13節の委託料24万3,000円、こちらは不動産の鑑定評価の委託業務費用となっております。それから、不用額の861万7,000円のうち856万円に関しましては繰り越しをさせていただいております。その内訳ですけれども、事業認定申請書の策定業務、それから保証物件の調査業務等で合計で820万8,000円ですが、請負残額がございますので、残額が35万2,000円ということで、856万円の繰り越しをさせていただいております。それから、25節の積立基金としまして1億円、これは病院の改築の積立金として積み立てさせていただいております。

病院事業、それから一般会計の事業の病院関連の説明については以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で勝浦病院関連の詳細説明は終了いたしました。

議事の都合により休憩といたします。

午前9時53分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出納室関連の詳細説明を求めます。

長友会計管理者。

○会計管理者（長友清美君） それでは、平成30年度一般会計歳入歳出決算書主要事項説明書により出納部門の説明をさせていただきます。

説明書の2ページ目をごらんください。

2款1項1目総務管理費の出納の支出の主な事業内容としましては、7-1、臨時雇賃金27万20円で、出納閉鎖期間における伝票整理のため臨時職員を雇ったものです。次に経費が大きいものとして、11-4、印刷製本費が12万420円です。これは、出納室で使用する親展シール印刷などの用紙の印刷代です。ほかに消耗品費や通信運搬費などがあり、総務管理費の総額は64万8,072円となっています。

続きまして、2款1項2目財産管理費の収入としましては、電柱敷地料の7,500円です。表示は四捨五入のため7,000円となっています。支出の主なものとして、11-5、公用車燃料費が33万8,133円、12-2、保険料304万7,113円で、この保険料の内訳としては、建物災害保険料が224万43円、自動車保険料が80万7,070円となります。次に、12-4、手数料、浄化槽の法定検査料が76万6,041円、13-531、浄化槽業務委託料が563万4,198円で、内訳としましては、保守点検委託料が104万1,120円、清掃業務の委託料が459万3,078円となっています。次の13-532、公有財産台帳整備委託料が179万2,800円、14-4、公用車のリース料が32万9,184円になっており、財産管理の総額は1,212万2,483円となっています。

簡単ではございますが、以上出納室の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で出納室関連の詳細説明は終了いたしました。

議事の都合のより小休します。

午前11時04分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局関連の詳細説明を求めます。

後藤議会事務局長、よろしく申し上げます。

○議会事務局長（後藤信之君） それでは、議会事務局関連でありますけれども、2ページ目の議会費と、それから3ページ目の監査委員会費になります。

まず、2ページ目の決算主要事項説明書の議会費のほうであります。決算額につきましては5,306万1,555円ということで、この金額は前年比でいきますと7%の増とな



っております。内訳としまして、1-1の議員報酬が2,480万4,000円、それから3-7の期末手当、これが796万3,104円、その下の共済会の負担金が931万8,000円ということで、ここらあたりが金額的には大きなウエートを占めておる状況でございます。それから、9-1の普通旅費123万3,560円、こちらにつきましては、去年は長崎方面への視察、それから広報委員会の視察等、これがこれらの分に含まれております。それから、11-2、消耗品の額ですけれども、61万105円ということですが、これは書籍の追録代、これが大きな金額となっております。あとは消耗品関係の購入ということでございます。それから、13-10の筆耕翻訳委託料99万4,093円ということで、ちょっと不用額も出ておりますが、この金額、これは筆耕会議録の翻訳ということでございます。13-18の広報配布委託料は、議会だより年3回の印刷と配布代ということでございます。それから、14-1の使用料、これは議会映像、一般質問の映像配信でありまして、101万3,880円となっております。それから、18-1の備品購入ですが、これは429万9,313円ということで、タブレット購入費ほかの金額となっております。その後ですが、19-692、県町村議会議長会の負担金ということで52万514円となっております。

続きまして、3ページに参りまして、監査委員費のほうですけれども、決算額が136万3,777円でありまして、前年比でいきますと3%減となっております。主な支出としましては、監査委員報酬、これが60万円、それからここでも同じように消耗品費が大きいんですけれども、この消耗品費につきましても、書籍の追録代が主なものとなっております。19-695が18万9,338円ということで、これは監査委員の全国大会が1回ございまして、こちらにつきましても一括して負担金という形で請求が参りますので、この節で支払いをしております。

議会と監査につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（美馬友子君） 以上で議会事務局関連の詳細説明は終了いたしました。

議事の都合により休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

認定第1号、平成30年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 日程第3、議案第1号、勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第5号、令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長(野上武典君) 議長の許可を得ましたので、会議に上程をいたしております。議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴う用語の改正を行うものでございます。

続いて、議案第2号、勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、議案第1号と同様に、子ども・子育て支援法の改正に伴う用語の改正と保育施設等の運営基準について所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第3号、勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、印鑑登録証明に係る事務処理について所要の改正を行うものでございます。

議案第4号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第5号)についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億750万7,000円とするものであります。

議案第5号、令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,157万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただきご決議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 議案第1号から第5号について町長の趣旨説明が終了いたしました。

引き続き、議案第4号について詳細説明を求めます。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 議案第4号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

補正予算の全体としまして説明をさせていただきます。その後に総務防災課関係の補正予算の説明をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、1ページのほうを開かさせていただきます。

歳入でございますが、歳入は、14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正額が164万4,000円でございます。これは子育てのための施設等利用給付交付金となります。

続きまして、2項の国庫補助金、補正額が168万4,000円、こちらのほうは子ども・子育て支援事業補助金となります。

それから、15、県支出金、2項県補助金、補正額119万6,000円でございますが、こちらは危険ブロック安全対策支援の事業の県補助金66万4,000円と進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業補助金53万2,000円となります。

3項の県委託金でございますが、こちらが補正額が50万円で、100年先を創る起業家育成事業委託金となっております。

続きまして、19款1、繰越金、補正額が801万4,000円でございます。こちらのほうは一般財源となります。

続きまして、20款諸収入、3項雑入、補正額126万2,000円でございますが、こちらは建物損害共済金となります。

続きまして、21款1項町債でございますが、補正額229万8,000円、こちらは臨時財

政対策債となっております。

以上で歳入総額の補正額が1,659万8,000円となっております。

続きまして、3ページ、次のページの歳出でございます。

2款総務費では、767万8,000円の増額補正でございます。

3款民生費では、201万3,000円の増額補正でございます。

5款農林水産業費では、252万5,000円の増額補正でございます。

7款土木費では、276万8,000円の増額補正でございます。

8款消防費では、110万5,000円の増額補正でございます。

9款教育費では、50万9,000円の増額補正でございます。

歳出総額では、1,659万8,000円の増額となっております。

続きまして、4ページのほうの説明をさせていただきます。

第2表、地方債補正、こちらのほうでございますが、臨時財政対策債で補正限度額を229万8,000円とさせていただいております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は他の起債の当初予算と同様でございます。

以上で一般会計補正予算全体の説明とさせていただきます。

続きまして、総務防災課関連の予算の説明をさせていただきます。

10ページになります。

10ページの上段の2款総務費、こちらの1項総務管理費、1目総務管理費のほうで、補正額が767万8,000円を増額補正させていただきます。内訳でございますが、大きなものとしまして、給料327万3,000円、職員手当費190万5,000円、それから共済費86万7,000円、こちらのほうは7月から採用しました職員2名分の給料、その他となっております。

それから、13、委託料161万5,000円、システム改修委託料でございますが、こちらのほうは、財務会計システムのほうが令和2年度から会計年度任用職員制度に伴いまして、地方自治法施行規則改正により7節賃金が廃止となるため、財務会計システムを改修する必要があるということで、今回改修費のほうの費用を計上させていただきました。

それから、続きまして8款のほうに移らせていただきます。8款1項消防費、1、非常備消防費でございます。こちらの11-2、消耗品費106万8,000円でございます。

すが、こちらのほうは災害用の備蓄トイレ、テントつきのものになりますが、こちらを34セット購入するというものでございます。こちらのほうは、特定財源としまして53万2,000円、先ほどの説明しました県補助金のほうで53万2,000円の補助金がついております。それから、19-39、救急安心センター事業負担金でございます。こちらは3万9,000円でございますが、県が実施します救急安心センター事業が#7119という電話番号で対応していただけるということで、適切な救急車利用促進、不要な119番通報等を防止できるものでございまして、今現在、子供の#8000番の大人向けというような事業になっております。

総務防災課からは以上、詳細説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号、第2号、第4号、第5号について詳細説明を関係課長に求めます。

木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） それでは、議案第1号、第2号、第4号、第5号について、福祉課より詳細説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号、勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

○議長（美馬友子君） ちょっと小休させてください。

午後●時●分 休憩

午後●時●分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

○福祉課長（木村美枝君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の発布に伴い、名称が変更となるものでございます。新旧対照表、第4条「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

附則としまして、令和元年10月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第2号、勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の発布に伴うものでございます。

第42条2項を新たに加えるものでございます。特定地域型保育事業者による代替え保育の提供に係る連携協力を行う園等の確保が困難な場合の代替え保育の提供，卒園後の受け皿の設定，連携地域による経過措置についての規定が緩和されたものでございます。

続いて，第13条4でございます。こちらは，本年10月からの保育料無償化に伴い，食事の提供に要する費用の規定を設けるもので，年収約360万円未満の世帯，所得階層にかかわらず第3子以降の子供については副食費の負担対象から除くとするものでございます。

附則としまして，令和元年10月1日から施行するとしております。

続きまして，議案第4号のほうに移らせていただきます。

令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）につきまして，福祉課関連の詳細説明です。

まず，児童手当事業でございます。平成30年度児童手当交付金事業実績に伴う返還金の補正をお願いするものでございます。令和元年6月の実績報告で額が確定し，返還金が発生したものでございます。

次に，保育等促進事業でございます。これは，本年10月から国において幼児教育・保育無償化の施行が行われることにより，円滑な事業実施に向けた事務費及び認可外保育施設等を利用する3歳から5歳の子供とゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の利用料の無料化に伴う予算を計上させていただいております。

歳出より説明をいたします。

まず，児童手当事業で3-2-1，児童福祉総務費，5，返還金6万5,000円でございます。続きまして，3-2-1，児童福祉総務費，1，時間外勤務手当30万円，3-2-1，33，施設等利用費164万4,000円でございます。財源といたしまして，14-2，国庫補助金，1-5，子ども・子育て支援事業費補助金30万円，14-1，国庫負担金，1-12，子育てのための施設等利用給付費交付金164万4,000円を充当しております。

続きまして，議案第5号，令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）

についての詳細説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、過年度の介護給付費等確定に伴う追加交付、並びに償還金が発生したため、また介護保険料が修正申告などで還付金が発生するためのもの
でございます。

歳出よりご説明いたします。

6-1-1, 4, 還付金20万円, 6-1-2, 5, 返還金1,048万4,000円, 合計
1,068万4,000円の補正でございます。財源としまして、歳入9-1-1, 1, 繰越金
1,068万4,000円を充当しております。還付金返還金につきましての詳細は、資料を載
せておりますのでご確認ください。

以上が福祉課関連の詳細説明でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第3号について詳細説明を求めます。

中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 議案第3号、勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一
部を改正する条例でございます。

本条例でございますが、住民票、マイナンバーカード等へ旧氏を並記できるように
するための住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布さ
れました。この政令改正に伴い、印鑑登録証明への旧氏の並記を可能とするための改
正でございます。

勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例（平成19年勝浦町条例第1号）の一部を次の
ように改正する。

右のほうは改正前の条例でございます。左のほうは改正後の条例でございますの
で、あわせてごらんください。

第2条1項中のかぎ括弧、下線部が改正でございますので、「の住民基本台帳」を
「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第3号中、「氏名（」の次に、「氏に変更があった者に係る住民票に
旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条
の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気
ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物
を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がさ

れている場合にあつては氏名及び当該旧氏，」，「外国人住民」の次に「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を加え，「が記録されている」を「（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」の記載がされている」に，「，氏名」を「氏名」に改め，「及び」の次に「当該」を加え，同項第7号中，「記録されている」を「記載されている」に改める。

第6条第1項第1号中，「氏，名」の次に「，旧氏」を加え，「（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」を削り，「又は氏名」の次に「，旧氏」を加え，同項第2号中，氏名の次に「，旧氏」を加え，同条第2項中，「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を削る。

第11条2項中，「氏名，氏」の次に「，（氏に変更があつた者にあつては，住民票に記載されている旧氏を含む。）」を加える。

附則，この条例は令和元年11月5日から施行するでございます。

以上，ご審議いただきご決議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて，議案第4号について詳細説明を求めます。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 議案第4号，一般会計補正予算（第5号）の農業振興課関連の詳細説明をいたします。

第4号の11ページをごらんください。

11ページ，5款1項5目の畜産業費の15節工事請負費でございますけれども，こちらのほうで252万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳としまして，その他126万2,000円とあります。これにつきましては，8ページをごらんください。歳入のほうですけれども，20款3項5目1節の雑入でございます。建物の損害共済金としまして126万2,000円を充当いたします。この工事の内容につきましてであります。資料をごらんいただきます。資料のほうでございますけれども，概要としましては，畜産団地の堆きゅう肥施設，総合利用施設の屋根の修繕工事でございます。先般の台風10号によりまして，この影響で畜産団地内の堆きゅう肥施設の屋根のスレート及び鉄骨が一部破損をいたしました。この破損部分の修繕を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第4号について詳細説明を求めます。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 議案第4号、一般会計補正予算（第5号）について詳細説明をいたします。

建設課関係の一般会計補正予算でございますが、7款土木費、4項住宅費、2目一般住宅費の予算でございます。19節で負担金、補助金及び交付金、危険ブロック塀等撤去補助金といたしまして、8件分に相当する276万8,000円を増額補正提案するものでございます。なお、補助率については対象事業費の3分の2というふうになってございます。昨年度から県制度を活用した危険ブロック塀の撤去のみが補助対象事業費でございましたが、国の新たな支援が本年になり予算化され、ブロック塀等の撤去に加えて建てかえが補助対象事業となりました。新たな制度を推進し、地震時等での通学路や避難路の安全を確保するため、増額補正提案するものでございます。財源といたしましては、特定財源で国庫補助金138万4,000円と県補助金66万4,000円を合わせた204万8,000円を充当いたします。

以上で建設課関係の詳細説明でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第4号について詳細説明を求めます。

笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 教育委員会の補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

12ページの9款教育費、3項中学校費、学校管理費で、報償費で15万円、11の需用費で25万9,000円、14、使用料及び賃借料で10万円、計50万9,000円でございます。事業といたしましては、県が行います「100年先を創る起業家育成事業」の研究実施校として、勝浦中学校が指定を受けました。通常の教育課程で行ってきた一連のキャリア教育に関する諸活動を基礎として、将来起業家として活躍できる人材として必要な資質を養い、一人一人の社会的・職業的自立に向けた能力の育成を図ることを目的として、勝浦中学校において、職場体験学習やマナー講習会、起業イベントや販売活動の企画運営等を行うことにしております。

財源といたしましては、8ページの15、県支出金、3項県委託金の6、教育費県委託金、10年先を創る起業家育成事業委託金として50万円、それと一般会計9,000円を充てることにしております。よろしく願いいたします。

○● ● (● ●君) もう一度● ●。

○教育委員会事務局長(笹山芳宏君) 100年先をでございます。100年先を創る起業家育成事業でございます。失礼しました。

○議長(美馬友子君) 以上で議案第1号から第5号までの詳細説明を終わりました。

それでは、議案第1号について詳細質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

議案第1号、勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。どなたか質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。印鑑登録及び証明についてでございます。

国清議員。

○9番(国清一治君) さっき詳細説明をしてくれたんやけんども、説明がわからんのんちゃうか。課長にもうちよっとかいつまんで言わなんたら、原文をそのまま読んだら何のことやらわからんと思う、皆。要は何のことでちゅうことを。

○議長(美馬友子君) 中瀬住民課長。

○住民課長(中瀬弘晴君) 失礼します。

住民票、マイナンバーカード等への旧氏、旧姓でございますが、並記することが、住民基本台帳施行令等の改正に伴いまして可能となりました。それに伴いまして、印鑑登録証明書へもそういった旧姓の並記が可能となるための条例改正でございます。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） そういうてくれたらわかりよいけどな。原文を読んでよろしくお願ひしますと言ったって、何のことかさっぱりわからんのんちゃうか。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑ありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 第2条第1項の「の住民基本台帳」が「が備える住民基本台帳」ということは、基本台帳っていうのは何カ所かにあるんで、これは町が備えるやつを参照にするということ。何ぼかあるということでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 住民基本台帳でございますが、原本と申しますか、書類、紙ベースのがございます。それと機械の中に入っているものがございます。印鑑登録証明書に関しましては、機械に入っているものから印鑑登録証明を出すようにシステムを整備しておりますので、電子記録によるものから印鑑証明を打ち出すということでございます。紙ベースのもございますので、打ち出し等で閲覧等につきましては、紙ベースとで行っております。元データは1つでございますが、紙とか電子媒体、保存の方法が幾つかに分かれて保存させていただいているということでございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 2条1項中に「勝浦町の住民基本台帳」っていうのが、「勝浦町が備える住民基本台帳」という表現に変えるという意味は、どっかにもう一つ基本台帳、例えば国が持ってるとか、どっかが持ってるという印象を与えます、この改定は。ということで、この「勝浦町が備える住民基本台帳」っていう意味合いを教えてくださいということです。

○議長（美馬友子君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） ちょっと字句の整理っていうのもあるんですが、この改正は字句の整理ということでご理解いただけたらと思いますが、住民基本データにつきましては、バックアップという形で保存をしておりますので、保存の形態は幾つかあるということです。申しわけありません、この改正は字句の改正ということでご理解いただければと思います。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） これは条例を改めるということですから字句を、「備える」というのが追加になるという条例改正の案ですから、この「が備える住民基本台帳」って追加した理由を聞いてるんです。

○議長（美馬友子君） 小休しましょうか、小休。

小休させてください。

午後2時16分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 申しわけありません。説明になっているかどうかわかりませんが、国からの通達による全国的な改正でございますので、国の地方自治法の第245条の4第1項に基づく技術的助言という形で通知が来ております。それに基づく訂正でございますので、国の総務省自治行政局住民制度課長から、印鑑登録証明書事務処理要領の一部改正についてということまでいただいておりますとおり、字句の改正を行ったものでございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員、どうですか。

○2番（相原喜久男君） 国からのそういう指示なんですけど、あえて備えるっていうのはどうしても疑問が残ります。ということで調べてください、後ででも結構です。

○住民課長（中瀬弘晴君） 調べてみます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

筈議員。

○8番（筈 公一君） ちょっと初歩的なことで申しわけないけど、ここに外国人で印鑑登録しとって人が町内にはたくさんいるんですか。サイン、向こうはちょっと文化が違うでしょう。今後、外国人の人がいろんな場合でふえてくる可能性もあるので、そこらあたりっていうのはどんなんですか。外国人は印鑑登録をしとるんか、サインでいけるんか。

○議長（美馬友子君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 人数については、ちょっと正確な数字はわかりませんが、外国人の方も印鑑登録をされている方はおったと記憶しております。外国人につきましては、通称等の並記が可能となっているものでございます。

○8番（笹 公一君） A L Tさんが来るで、A L Tさんが来たときに、証明書出すときに印鑑っていうのが要る、ほれをサインでいけるのか。ほんで印鑑登録しといて印鑑、印鑑が要るのか。印鑑登録をしとかんでも普通の印鑑でもええと思うんやけど、実際はどんなんですか。

○住民課長（中瀬弘晴君） 印鑑、日本の印鑑みたいな印鑑を押してございます。

○● ●（● ●君） 片仮名でいくんか。

○8番（笹 公一君） 片仮名で。ほんなら、アルファベットで書か……。

○副町長（山田 徹君） それで登録してもろうたとか、過去にはあった。

○8番（笹 公一君） そういうんで。

○副町長（山田 徹君） サインを登録するんじゃなくて印やな。

○住民課長（中瀬弘晴君） 印鑑でございます。

○8番（笹 公一君） あっ、印鑑、やっぱり印鑑でせにや、これはサインを登録しといていけるっていうんではないの。

○副町長（山田 徹君） おっしゃるように、あくまで印を登録したのを証明しようだけ。サインの証明書を。

○8番（笹 公一君） だけえ、俺らは、アルファベットで書かんでも片仮名で書いても、例えばロバートさんだったらロバートって書いて、片仮名でも、これを登録しさえしといたらもう有効なんやね。

○副町長（山田 徹君） 笹議員さんが“し”って書いてあるものは、登録しても有効。余りみんなが真似できる人は、あかんというか、これでいけるんで、外国の方はたしか片仮名で何かサインかであった経過があります。今現在はちょっと●カイチョウ●のことなのでわかりません。

○8番（笹 公一君） 多分、ほかの自治体やったらたくさん外国人がふえてきるところも多いと思うんで、勝浦町もそんな外国人に対応せないかんという話もちょっといろいろ出とるやないですか。

○● ●（● ●君） ただ、印鑑登録はあくまで印影を表示するということ

です。 ●。

○8番（節 公一君） じゃあ、本来のこのアルファベットでのうてもええっちゅうことやね、片仮名で。通称みたいな形で。

○副町長（山田 徹君） 出すのは、はい。

○8番（節 公一君） わかりました。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 印鑑登録が必要な場合以外で、普通に日本人、日本人って言い方はおかしいけど、自分らやったら何かしらの書類等に。ごめんよ、これにちょっと関係ないかもわからんけど、書類等に押す場合があるやん。ほういうときは、外国の方って、今どういう対応しよんですか。何かの請求とか、町に対して。

○● ●（● ●君） さっきのは印って書いてあるよな。

○7番（松田貴志君） そうそうそう、印のところって、今現状。ごめん、参考にちょっと聞かせてください。どんな対応なのかなって。

○議長（美馬友子君） どなたが。

小休で。

午後2時23分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（美馬友子君） もう再開します。

ほかに質疑ございませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○● ●（● ●君） 印鑑にそういうのを書いとったのか、さっき言いよったようなのを。

○議長（美馬友子君） それでは、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

一般会計補正予算についてでございます。

国清議員。

○9番（国清一治君） ちょっと3点ほど教えてください。

畜産団地の堆肥舎、これは台風被害っていうことで急遽補正になったと思うんやけ

んど、たしか去年も370万円、こしは250万円、これは現場ではもうおもしろおかしく
くれて言よんとちゃうんですか。僕も現場を知っとんやけど、あれ、この前の15号
が来たら、ああいうすごいのが来たら、もうおもしろが飛んでまやへんかなと思うけ
ど、現場の声と、一時的な補修でこれを毎回直していくんでいけるんかどうか。ほれ
が1点。

続けていきます。消防の災害用トイレ、これは決算認定でも出たんですけども、
34セット、多分約3万円と思うんやけど、これは各地区に配る予定なのかどうか。
ほれとこの補助制度が年度途中で出てきたものかどうか、聞かせてください。

ほれと、土木費の危険ブロックの関係で、これも決算認定で出たんやけど、
270万円、これってもう予定が決まっとるんかどうか。決まってなければ、何かで周
知して募集っちゃうか、町民にわかるように周知するのかどうか。

ほれと、教育委員会は100年、何や人材をつくると言うて、これも大分2学期に入
って進んできたというのは、これはほとんど県の補助みたいなんやけど、これは生
徒さんがまた現場へ入っているいろいろ体験したり、ちょっとほんな感じで言うたんやけ
んど、既にいろいろ体験の授業は受けたと思うんやけど、さらにこれからするとい
うことなのか、もう簡単で結構です、4点もありますので。済いません。

○議長（美馬友子君） 農業振興課長から行きますか。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、畜産団地の堆肥舎の現場の声ということでご
ざいますけれども、先般、2回ほど現場のほうに行かせていただいたんですけども、
確かにもうどうせならこれ一発にかえたほうがええんでないかという声はいた
きました。ただ、そうなると、今回この破損に対して保険適用をしております。2分
の1、保険、風水害の場合に適用になるんですけども、単独でもし直すとなれば、
財政的にちょっときつい面も、一般財源でいくとなればそういったところもあります
ので、その辺はちょっと検討が必要かなと思います。確かに二段屋根、屋根のほう
がちょっと持ち上がるとるんですよね。ほんで空気を逃がすためにすき間をつくると
るんですけども、その関係で古くなればこういった形で飛びやすいついていうのは現実
にあります。対応も含めてそういうことです。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 災害用の備蓄のトイレでございますが、34セットですので、昨年は各地区に2セットずつ配るので32セットということでございます。それで、今年度も大きな地区に対して追加では配置するんですが、それとは別に役場のほうにも備えたりして、必要な場所に持っていったりするように、役場のほうにも備えたいと考えております。

それから、この補助時期になったのは、6月の県議会の補正予算によってこの補助金のほうが議決されましたので、それにあわせてこの9月の議会で町のほうも申請をして補正予算を上げさせていただいたという経過でございます。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） ブロック塀についてでございますけれども、一応8件の予算ということございまして、一応5件については要望を聞いております。避難路の沿道等に面した危険なブロック塀として安全対策が必要と判断されたものというような条件がございますので、その条件に該当するような箇所が対象になるということでございます。

それから、残り3件については、今後広報等も活用しながら、十分に周知を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） 今までも、役場を初め職場体験をさせていただいておりますけれども、それとは別で、今回勝浦中学校がこの100年先を創る起業家育成事業で取り組もうとしている主なものとしましては、町内の和菓子屋さんと一緒に共同で研究して和菓子を具体的につくって、それを宣伝して販売もして、その売り上げの計算もしてとかっていう一連のことが、一番大きいことで計画をしているということでございます。それと、そのほかに県内の起業家の方のお話を聞く講演会を催したり、マナー講習会を催したり、そういうふうな、今までの職場体験とは別のことで事業をしようとしていると聞いております。

それから、事業、補正予算にするに至った経緯でございますけれども、県教委からのこの事業の募集が4月にあつて、実施校が決まったのが6月の末でございました。それで当初予算に反映することができる、その決定を受けてから中学校において準備

を進めて、一番でき上がって近くの議会ということで、今議会に補正予算を計上させていただきます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 国清議員，どうぞ。

○9番（国清一治君） 特に畜産団地はかなり古くなっていますので，農業振興には私は非常に役立つのかなと思いますので，だんだん大きな補修費が要るんだったら，改築も検討せないかんときが来るとと思いますので，そういうことを考慮してしてください。

あとの3件は了承しました。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 消防費の件で，金額は小さいんですけど，先ほど救急安心センター事業負担金3万9,000円って，＃何とかかんとかの電話がどうしたこうしたって，救急車って言われたそこの事業の説明をちょっとお伺いしたいです。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） この事業は，県が実施します救急安心センター事業に対しまして負担金を町から払いまして，県が救急車を要請したほうがよいかどうかについて相談窓口を設置いたします。その中では，医師や看護師が対応しまして電話相談ができるというような体制でございます。メリットとしましては，先ほども言いましたが，勝浦町の救急車利用に際しまして適切な利用が促進できる，それから不要な119番通報の防止，またどういう医療機関へ行ったらいいとか，そういう病状についても相談ができるということで，非常に住民にとっては安心な事業ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 住民の方が救急車呼ぶ前に相談するというような窓口ということですか。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 住民の方で，ちょっと先ほど例で出したんで

すけども、子供の＃8000番というのが、小さなお子さんを持っている場合に、熱が出たりいろいろ症状が出たら、今現在こういう形で電話をかけて病状を言って、今すぐ病院へ行かにかいとか、あるいは救急車を呼ぶほど重篤なのかとか、そういうことを相談することによって非常に好評な制度でありますので、その大人の形でということ聞いておりますので、ここへかけるとずっと当番である医師とか看護師がその点について説明してくれますので、専門家でありますので非常に安心であろうというふうに思っております。

○1番（花房勝一君） ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） 私のほうから関連でよろしいですか。

いつから住民のほうに広報されるんですか。広報の方法と。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） できるだけ早い時期に、広報もやはり原稿の締め切りの日がありますので、早い広報で載せるのと、町のホームページのほうで周知していきたいと思っております。

○議長（美馬友子君） 了解しました。

ほかに質疑はございませんか。

第一読会なので、何回聞いても大丈夫でございます。

ありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） この保育等促進事業っちゅうのは、ここによかったんで。ここやね。この部分で、きょうの新聞に神山町の部分が載ってました。この10月からの改正に合わせてちょっと踏み込んだ事業展開をされてるようですが、神山町では第1子のゼロ、1、2歳児が11人ということで、多分財政的にもそんなに負担がないままに完全無料化、もともと第2子の部分まで踏み込んでしていたんで、財源的にもどなんぞ行けたんかもわからんけど、勝浦町やったら、新たにまたゼロ、1、2で、第1子、第2子の無料化となったら、また金額がふえてくるけんなかなか難しいと思うけど、時代の流れるによそもこないになってきょうる段階で、今回この制度改正に合わせてこういった議論っていう部分が、課の中で、もしくはこの役場の中でされたのかどうかっていう部分と、また今後の方針的な部分も、もし今あればお答えできる範囲

で聞かせてもらいたいと思います。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今現在のところですが、国の制度に基づきまして、3歳から5歳は完全無償ということ、ゼロ、1、2歳に関しましては非課税世帯ということで、その後の利用料に関しましては、現在のところ国に制度に基づいていきますが、副食費のところでは、町としまして完全に無償という形をとらせていただいております。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） こっから先は町長なんかもしれんけど、町長自身も日本一の子育ての町ということで、選挙を戦われて、実際当時は、この部分と外れんかもわからんけど、給食費の無料化とかの部分も含めて政策を打ち出されてました。この点について、町長自身、よその町村もこういった形でちょっとずつ拡充方向に向かっていってる中で、勝浦町として今度どういう方向性を考えてるのかっていう部分だけ聞かせてください。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） こういったことについて、学校の給食、また保育料のことについては、今回も予算段階のときにはもう一層無料化というような、時にはどうなるかというようなシミュレーションも担当課に頼んだりしてやってみた経過はあるんですが、また余りにも所得がある家庭に対しての全ての無償化っていうのもどうかというような意見もありまして、もう少し様子を見ようというようなところで今日まで来ると言うことが本音でございます。ただ、生まれてくる子供も少ないところで、財政的な負担というのも十分に考えていきながら、今後また検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 実際、自分も今恩恵にあずかってる身で、大変ありがたいんですけど、やっぱりここらあたり、今回国が思い切って、ゼロ、1、2の非課税世帯のうち部分まで拡充した中で、町として、もちろん取り組むのもほうやけど、やっぱりしっかりと国に対してもここらあたりの財政負担を国において持ってくれません

かっていう部分はしっかりと声上げていく必要があるのかなど。全国一律で子供に対しては同じ条件で子育てできるような仕組みをつくっていくべきと思うんで、何か機会があれば、ほういったことも声を上げていってほしいなと思いますんでお願いします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。介護保険特別会計の補正予算です。

質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第5号までを第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時44分 散会